

遠野市快適薪ストーブ設置応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民及び市内に居住しようとする者（以下「市民等」という。）の快適な居住環境の整備並びに再生可能エネルギーである木質バイオマス燃料の利用促進のため、市民等が住宅及び農業用ハウス等に設置する薪ストーブの購入及び設置に必要な工事（以下「設置工事」という。）に要した経費に対し、予算の範囲内で商品券の交付により助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に存する住宅（店舗、事務所等と兼用する者を含む）をいう。
- (2) 農業用ハウス等 園芸栽培を目的とするビニールハウス、製品保管倉庫及び作業所等の施設をいう。
- (3) 薪ストーブ 薪ストーブ本体及び煙突、防熱板、炉台等の薪ストーブ本体の設置に必要な付属品をいう。
- (4) 設置工事 薪ストーブの設置に必要な工事をいう。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、又は市内に居住しようとする者で、助成の対象となる薪ストーブの購入又は設置工事を行うことが確実である者であること。
- (2) 市町村税を滞納していないこと。
- (3) この告示による助成を受けていないこと。

(助成対象)

第4条 助成の対象は、新たな薪ストーブの購入（購入価格が10万円以上のものに限る。）及びその設置工事とする。

(助成額)

第5条 薪ストーブの購入及び設置工事に係る助成額は、それらの工事に要した経費から次に掲げる経費を差し引いた額の5分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

- (1) 諸経費
- (2) 国、県又は他の制度による補助金の額
- (3) 消費税及び地方消費税

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、薪ストーブの購入及び対象工事の完了日から当該年度（3月1日から同月末日までの間に完了した場合その他の事情があると認められる場合にあつては、当該年度の翌年度）の2月末日（その日が遠野市の休日に関する条例（平成17年遠野市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、市の休日の翌日）までに、遠野市快適薪ストーブ設置応援事業助成申請書（様式第1号

)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 薪ストーブ及び対象工事の費用明細書及び領収書の写し
 - (2) 対象工事施工箇所の現況写真
 - (3) 運転免許証その他の当該助成決定者の氏名及び住所を確認することができる書類の写し
 - (4) 過去3年分の納税証明書(申請時に市外在住である場合に限る。)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (助成の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、必要に応じて申請者の立ち会いの下実地調査を行い、助成の可否を決定し、遠野市快適薪ストーブ設置応援事業助成決定(却下)通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(助成の請求)

第8条 助成の決定を受けた者は、遠野市快適薪ストーブ設置応援事業助成請求書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に請求するものとする。

(商品券の交付)

第9条 市長は、前条の規定により助成決定者に通知したときは、遅滞なく第5条の規定により算出した額に相当する商品券を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により商品券を交付しようとするときは、次の各号に掲げる商品券を使用するものとする。

- (1) 遠野すずらん振興協同組合が発行するすずらん商品券
- (2) 遠野商工会に加入している事業主が発行する商品券

(商品券の返還)

第10条 市長は、商品券の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、商品券の全部を返還させることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) その他商品券を交付することが適当でないと認められるとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。